

# 広報いいたて お知らせ版

東日本大震災 号外 第9号

平成23年5月20日発行

## 今回のお知らせ版の主な掲載内容

- ①福島県借上げ住宅取扱いの一部変更について
- ②避難中の農機具の保管場所を提供します
- ③原発事故に伴う農畜産物の賠償・補償対策について

### ○大気中の放射線量の推移

(3月15日及び5月16日から19日 測定値: いちばん館前)

3月15日(火) 午後6時 44.7 マイクロシーベルト(最大値)

5月16日(月) 午後5時 3.11 マイクロシーベルト

5月17日(火) 午後5時 3.07 マイクロシーベルト

5月18日(水) 午後5時 3.09 マイクロシーベルト

5月19日(木) 午後3時 3.12 マイクロシーベルト



携帯から皆さんの周辺の環境放射線データがご覧になれます。

<http://www.pref.fukushima.jp/j/index.htm>

### ○簡易水道水の摂取制限について

村内簡易水道水は5月10日にすべての摂取制限を解除しています。

乳幼児も含め簡易水道水を飲用しても大丈夫です。

## 領収書は各自保管してください

東京電力に賠償・補償を求めていく際には領収書やレシートなど証拠書類が必要になることが想定されます。支出の記録を残すためにも領収書・レシートなどは大切に保管してください。

## 東日本大震災・原発事故にかかる 無料法律相談会の定期開催について

このたびの東日本大震災および福島第一原子力発電所事故により被害を受けた方(個人・法人・事業主等)を対象に、村主催で無料の法律相談会を開催します。

特に原発事故による被害は、今後、東京電力を相手に賠償請求を実施していくこととなりますが、個人および個人事業者、中小企業など、個別の賠償交渉が必要な方については、ぜひ相談会をご利用下さい。

なお、相談には事前予約(相談日の2日前まで)が必要になります。

○定期相談日…5月27日(金)、6月2日(木)、6月9日(木)

6月15日(水)、6月22日(水)、6月30日(木)

○時間 帯…上記いずれも午後1時から午後5時まで

○場所…陽だまりの家(相談場所を変更する場合があります)

○相談員…鈴木芳喜弁護士事務所

○予約…相談日の2日前までに下記まで予約して下さい。

○予約先…産業振興課商工観光係 ☎42-1623

## 東京電力村内相談窓口の電話設置について

毎週月・水・金曜日の午前9時から午後4時まで開設されている東京電力村内相談窓口の電話が設置されました。

問 東京電力村内相談窓口 ☎42-1556

## 年金相談窓口の開設について

日本年金機構では、被災された方を対象にした年金相談窓口を役場内に開設しました。相談には役場職員と年金機構職員が対応いたしますのでお気軽にご相談ください。

○日時…平日 火・水・木曜日の午前9時30分から午後4時まで

○場所…役場1階住民課カウンター

問 住民課住民係(☎42-1617) 相馬年金事務所(☎36-5172)

## セブンイレブン飯館店休業のお知らせ

村携帯サイトへアクセス

セブンイレブン飯館店が5月31日(火)

をもって休業しますのでお知らせします。

Aコープ飯館店は当分の間営業を継続します。



## 福島県借上げ住宅取扱いの一部変更について

県では、国からの通知で家賃限度額等の基準が緩和されたことから、借上げ住宅の取扱いの一部を変更しました。

主な変更点は、①家賃の限度額に共益費、管理費が含まれるようになったこと、②一戸への入居人数が5名以上(乳幼児を除く)の場合、家賃の限度額が6万円から9万円に引き上げられた③3月11日の被災日以降、民間住宅に入居した方が県の借上げ住宅の決定を受けるまでに入居者が負担した敷金や仲介料及び家賃等については県が負担することになりました。

③については、申請方法等、具体的な手続きが県から示され次第お知らせします。詳しくは産業振興課建設係までお問い合わせください。

問 産業振興課建設係(☎42-1624)

## 一般世帯向けの避難計画説明会及び「入居申請書」提出のご案内

次の日程で避難計画説明会を開催します。

○日時…5月21日(土) 午前9時から

○会場…飯館中学校体育館(座布団をお持ちください)

○説明会終了後、正午まで申請書の受付及び相談を行います。

村から17日以降に対象世帯に配布しました「飯館村入居申請書(対象:一般の世帯)」は、村幹旋施設等への入居を希望される一般世帯向けのものです。

村では計画的避難のためおおむね今月末日までに村外への避難をお願いしています。まだ入居申請書を提出していない世帯は23日(月)まで災害対策本部(役場2階)へ提出してください(21日、22日も受け付けます)。

問 村災害対策本部(☎42-1626)

## 東北電力の「電気料金の特別措置」について

東北電力では、避難指示を受け避難されたお客様の電気料金について特別措置を実施することにしました。

特別措置の主な内容は次の2点です。

①避難元の電気料金について、国の避難指示などで避難している期間の電気料金を免除します。

②東北電力供給区域内での新規契約について、避難した月から3ヵ月分の電気料金の支払期限を、一定期間延長します。

特別措置を受けるためには東北電力への申請が必要になります。詳細は東北電力窓口またはコールセンターにお問い合わせください。

問 東北電力コールセンター(フリーダイヤル0120-175-655)

(月曜日から金曜日までの午前9時から午後8時までと土曜日の

午前9時から午後5時まで)なお、電話が繋がりにくい場合は

FAXでも申請が可能です。FAXは、東北電力ホームページに掲載されている「電気料金等の特別措置申込書」をご利用ください。

この申込書は、役場1階・2階のカウンターに置いてありますのでご利用ください。(FAX 0120-175-344(24時間365日受付))

東北電力ホームページ<http://www.tohoku-epco.co.jp/>

## 日本赤十字社による生活家電セット支援について(再掲)

日本赤十字社では、今回の地震で被災された方で、借上特例措置に該当する住宅及び応急仮設住宅の避難者に生活家電セットを寄贈します。寄贈される家電セットは①洗濯機②冷蔵庫③テレビ④炊飯器⑤電子レンジ⑥電気ポットです。仮設住宅については全て設置される予定です。対象者には、入居決定後あらためて通知します。

問 生涯学習課(☎42-1630)

## 避難中の農機具の保管場所を提供します

計画避難にあたり、村では避難中の農機具の保管場所を提供します。詳細については下記のとおりです。

○保管場所 … (屋外) 飯館村スポーツ公園 野球場・陸上競技場  
(屋内) 飯館村振興公社 堆肥センター

○搬入日 … 野球場・陸上競技場：5月25日(水)から  
5月29日(日)まで  
公社堆肥センター：6月初旬から(別途通知)

※今回別紙で「農機具保管場所への入庫日程(野球場・陸上競技場用)」を配布しています。

村提供の保管場所への保管を希望する方は、今回おしらせ版と一緒に配布した「村設置保管場所への農機具の保管申請書」に必要事項を記入し、**5月22日(日)**までに**産業振興課農政係**に提出してください。

なお、農機具の搬入は各個人で行うようになります。

今回村提供の保管場所に農機具を保管する方は、NOSA Iの総合共済に新規加入することができます。加入する方は、5/25から5/29まで、役場にてNOSA I相馬の担当者が加入を受け付けますので、農機具の搬入時に直接お申込みください。

問産業振興課農政係 (☎42-1621)

## 原発事故に伴う農畜産物の賠償・補償対策について

J Aグループでは、「J Aグループ東京電力原発事故農畜産物損害対策協議会」を設置し、組合員等の皆様から委任を受けて、東京電力に対して農畜産物の損害賠償の請求と早期の支払い又は仮払いを求めています。また、原子力損害賠償紛争審査会に対して和解の仲介の申し立てを行います。ご不明な点は下記までお問い合わせください。

問J A飯館営農センター (☎42-0123、42-0124)

※5月18日から5月20日までにJ A飯館営農センターに委任状等を提出できなかった方もお問い合わせください。

## 平成23年度村県民税の納税通知書の発送延期について

今回の大地震発生を受けて、国税をはじめ県税、村税等の申告及び納期限が延期されています。また、現時点で計画的避難区域の地方税の取扱いが決定していません。このため、例年5月・6月に発送していた村県民税(特別徴収・普通徴収)の納税通知書については、当分の間発送いたしませんのでご了承願います。

地方税の取扱いについて、国県より方針が決定された後、あらためてお知らせいたします。

問住民課税務係 (☎42-1615)

## 軽自動車税納税証明書の有効期限が延長されます

東日本大震災により、平成23年度の軽自動車税の定期課税を延期していることから、6月以降の車検の際は、当分の間平成22年度の納税証明書を提出することで車検を受けることができます。

また、自動車税についても同様に、平成22年度の納税証明書の提出により車検が受けられます。

問住民課税務係 (☎42-1615)

## 平成23年度狂犬病予防集合注射について

5月に予定しておりました狂犬病予防集合注射は東日本大震災により実施できない状態です。

予防接種については、個別に接種することができますのでお近くの動物病院等にご相談ください。

動物病院等で予防注射を受けた際には、獣医師が発行する注射済証をお持ちになり住民課住民係に申請してください(手数料550円がかかります)。

申請により、犬の注射済票を発行しますので、犬に注射済票をつけてください。「注射済票」はその犬が注射をきちんと受けていることの証明になります。

問住民課住民係 (☎42-1618)

## 群馬県高崎市が飯館村を応援

5月19日から群馬県高崎市の職員7名が村の避難業務支援のため派遣されています。

市職員は、19日から7月末まで、交代で村民の避難に伴う住宅の斡旋業務や保健活動などの村の業務を支援することになっています。

## 介護保険サービス及び障がい者サービス等について利用負担が猶予されます

計画的避難区域の指定に基づき避難した村民について、介護サービス及び障がい者サービス等の1割負担の支払いが猶予されます。

また、介護保険施設及び障がい者施設(一部該当しない施設があります)に入所する場合の食費・居住費(部屋代)は、その全額が猶予されます。

※1 支払い猶予の期間は5月31日までとなっています。猶予期間は延長される見込みですが、現在のところ未確定な状況です。

正式に詳細がわかり次第、あらためて皆さんにお知らせします。

※2 施設に入所してからの紙おむつ代、散髪代、日用品購入費などの実費は利用者の負担となります。

問健康福祉課福祉係 (☎42-1620)

## 不審者を見かけたら警察に通報してください!

村内で不審者を見かけたとの情報がありました。もし不審者を見かけたり、不審者の事件・事故に遭遇したときは、直ちに警察署に通報してください。

※一般の人が声をかけると不審者との間でトラブルになることがあります。危険なので絶対に声をかけないでください。

※通報の際は不審者や、車輛の特徴と、正確に車輛ナンバーを控えて、110番通報してください。ボールペンとメモは常に持ち歩きましょう。

問南相馬警察署 (☎22-2191) 住民課住民係 (☎42-1617)

## 相馬農業高等学校飯館校の移転先について

相馬農業高等学校飯館校は、5月18日(水)から福島県教育センターの施設をお借りして授業を再開しています。今後、飯館校の問い合わせ先は、次のとおりになります。

今後も、相馬農業高等学校飯館校の教育活動発展のため、ご支援をよろしくお願いいたします。

問相馬農業高等学校飯館校 (☎024-553-7990)

〒969-0101

福島市瀬上町五月田16番地 福島県教育センター内  
相馬農業高等学校飯館校

## 合併処理浄化槽の取り扱いについて

避難をして自宅の合併処理浄化槽を使用する見込みがない場合は、ブローア(モーター)の電源を止めてください。なお、使用を再開する場合は、必ず浄化槽の汚泥を清掃してから使用してください。

問住民課住民係 (☎42-1617)

## 鈴木弁護士による心配ごと相談を開催します

村と村社会福祉協議会による心配ごと専門相談を開催します。

今回の専門相談は、村顧問弁護士の鈴木弁護士が相談に応じます。心配ごとや悩み事を抱えておられる方はこの機会にご相談ください。

○日時…6月10日(金)午後1時から3時まで

○場所…陽だまりの家

○相談員…鈴木芳喜弁護士(村顧問弁護士)

○相談料…無料

○予約…事前予約が必要です。相談を希望する方は、6月8日(水)までに村社会福祉協議会にご連絡ください。

○定員…5人

問村社会福祉協議会 (☎42-1021)

## 引越しのご相談について

現在、役場玄関前で佐川引越センター、サカイ引越センター、日本通運の3社が引越し相談の受付窓口を開設しています。時間は当面の間午前9時から午後4時までです。引越しにお困りの方はお気軽にご相談ください。

## 馬の預かりについて

NPO法人引退馬協会では、馬の預かり場所についてのご相談に応じます。詳しくは協会までお問い合わせください。

問NPO法人引退馬協会 (☎0478-59-0008)